（帳簿等）

第三十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一・二　略］

三　清算未了申出書等つづり込み帳　第八十一条第二項及び第三項に規定する申出に係る書面

［四～十一　略］

4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

［一～六　略］

七　第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録　当該記録をした日から二年間

［八～二十八　略］

5　［略］

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の三　法第十七条第三項の法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　法務大臣の指定する方式に従い、法第十七条第三項に規定する電磁的記録を記録した電磁的記録媒体（第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体に限る。）を申請書とともに提出する方法

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第十七条第三項に規定する電磁的記録をあらかじめ提供する方法（法務大臣が定める条件に適合するものに限る。）

［2～4　略］

第六十二条から第六十四条まで　削除

（帳簿等）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一・二　同上］

三　清算未了申出書等つづり込み帳　第八十一条第二項及び第三項に規定する申出に係る書面並びに同条第四項の規定による通知に係る書面

［四～十一　同上］

4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

［一～六　同上］

七　第九条の二第一項及び第十一条第七項の規定による記録をした印鑑記録　当該記録をした日から二年間

［八～二十八　同上］

5　［同上］

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の三　法第十七条第四項の法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　法務大臣の指定する方式に従い、法第十七条第四項に規定する電磁的記録を記録した電磁的記録媒体（第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体に限る。）を申請書とともに提出する方法

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第十七条第四項に規定する電磁的記録をあらかじめ提供する方法（法務大臣が定める条件に適合するものに限る。）

［2～4　同上］

（支店の所在地における登記）

第六十二条　本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地において登記の申請をする場合には、申請書に記載すべき登記すべき事項は、本店の所在地においてした登記を証する書面の記載を引用して記載することができる。

2　前項の規定により本店の所在地においてした登記を証する書面の記載を引用するには、登記すべき事項を明らかにしてしなければならない。

第六十三条　法第四十九条第一項の規定による支店の所在地においてする登記の申請と本店の所在地においてする登記の申請とは、同一の書面でしなければならない。

2　前項の場合においては、法第十七条第三項の規定による支店の記載は、その所在地を管轄する登記所ごとに整理してしなければならない。

3　法第四十九条第五項の手数料は、収入印紙を第一項の書面に貼つて、納付しなければならない。

第六十四条　法第四十八条第二項の規定により登記すべき事項（会社成立の年月日を除く。）は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。